

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法 782 条 1 項及び会社法施行規則 183 条に定める書面)

2024 年 11 月 25 日

グリーンモンスター株式会社

2024 年 11 月 25 日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都渋谷区神南一丁目 4 番 9 号
グリーンモンスター株式会社
代表取締役 小川 亮

当社は、2024 年 11 月 18 日付で、ブラックモンスター株式会社（以下「ブラックモンスター」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、ブラックモンスターを吸収分割承継会社とし、2025 年 1 月 1 日を効力発生日（以下「効力発生日」といいます。）として、当社が営むカベナビ JAPAN 事業に関して有する所定の権利義務をブラックモンスターに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約書を締結いたしました。

つきましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

ブラックモンスターは、当社の完全子会社であることから、本件分割に際して、当社に対して、株式その他の金銭等を交付しません。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則 183 条 5 号イ）

- 当社は、2024 年 8 月 30 日付で、株式会社ファイナンシャルインテリジェンスの発行済株式全てを株式譲渡の方法により取得し、同社を完全子会社化しました。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社について

当社の最終事業年度の末日の資産の額は、負債の額を上回っており、本件分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みです。

また、本件分割の効力発生日以後の当社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれており、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

本件分割の効力発生日までにブラックモンスターの資産及び負債の状況に重大な変動が生じることは現在予想されておらず、本件分割の効力発生後のブラックモンスターの資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本件分割の効力発生日以降のブラックモンスターの収益状況及びキャッシュフローの状況について、ブラックモンスターの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後におけるブラックモンスターの債務について、履行の見込みはありと判断しております。

以上

吸収分割契約書

グリーンモンスター株式会社（以下「分割会社」という。）及びブラックモンスター株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が営むカベナビ JAPAN 事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させることに関し、以下のとおり合意し、2024 年 11 月 18 日（以下「本契約締結日」という。）付で、吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本件分割）

分割会社は、本契約の規定に従い、第 6 条に定める本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）をもって、分割会社がその本件事業に関して有する第 5 条第 1 項に規定する承継対象権利義務を、吸収分割の方法により承継会社に承継させ、承継会社は、これを分割会社から承継する（以下「本件分割」という。）。

第 2 条（本件分割の当事者）

本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 吸収分割会社
商号：グリーンモンスター株式会社
住所：東京都渋谷区神南 1 丁目 4 番 9 号
- (2) 吸収分割承継会社
商号：ブラックモンスター株式会社
住所：東京都渋谷区神南一丁目 4 番 9 号

第 3 条（分割対価）

本件分割の対価は無対価とし、承継会社は、分割会社に対し、本件分割に関して何ら対価を交付しない。

第 4 条（承継会社の資本金及び準備金等）

本件分割による承継会社の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 5 条（承継する権利義務等）

1. 本件分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
2. 分割会社から承継会社への債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとする。

第 6 条（効力発生日）

本件分割の効力が発生する日（以下「効力発生日」という。）は2025年1月1日とする。但し、本件分割の進行上又は手続上の必要性等に応じて、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（分割の承認手続）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 承継会社は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第8条（善管注意義務）

分割会社は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、本件事業に関する業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、事前に承継会社の承諾を得なければならない。

第9条（対抗要件具備等）

1. 分割会社及び承継会社は、承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を実施する。
2. 前項に定める手続に要する費用・公租公課は、別段の合意のない限り、承継会社が負担する。

第10条（本契約の解除等）

効力発生日の前日までに、天災地変その他の事由により、本件事業又は本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、分割会社及び承継会社は協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（秘密保持）

1. 分割会社及び承継会社は、本契約の存在及び内容、本契約の交渉の経緯及び内容、並びに、本契約の交渉及び履行の過程において書面又は口頭その他方法の如何を問わず、相手方当事者より受領した相手方当事者に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。また、秘密情報を開示する当事者を「開示当事者」といい、秘密情報を受領する者を「受領者」という。）をいかなる者に対しても開示し、又は漏洩してはならず、また、かかる秘密情報を本契約の締結及び本件分割の実行以外の目的のために使用してはならない。但し、各受領者は、本契約の締結及び本件分割を実行するために合理的に必要な限度で、自ら、親会社及び子会社の役職員、アドバイザー、主幹事証券会社及び取引金融機関に対して秘密情報を開示することができる。その場合、当該開示をした受領者は、秘密情報の開示又は提供を受けた者が、開示された秘密情報を他の第三者に開示し、又は他の目的に使用することがないように、これらの者に対して本契約に基づく秘密保持

義務を遵守させるものとし、そのために必要な合理的措置を講じる。また、各受領者は、本項に基づき自己が秘密情報を開示又は提供した者による秘密保持義務違反について、開示当事者に対して一切の責任を負う。

2. 以下の情報については秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 開示当事者から開示された時点で既に公知となっていたもの
 - (2) 開示当事者から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの
 - (4) 開示当事者から開示された時点で、既に適法に保有していたもの
 - (5) 開示当事者から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの
3. 第 1 項の規定にかかわらず、受領者は、法令等又は政府機関等の判断等により要求された場合には、あらかじめ開示当事者に書面で通知した上、必要最小限度において秘密情報を開示することができる。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、分割会社の開示に係る秘密情報のうち本件事業に関する情報の秘密保持義務については、承継会社は効力発生日までに限りこれを負うものとし、効力発生日以降、分割会社は、本件事業に関する一切の情報について、本条に定める秘密保持義務を負う。但し、前条に基づき本契約が解除された場合、解除の日以降、承継会社は、本件事業に関する一切の情報について、本条に定める秘密保持義務を負う。

第 12 条（競業避止義務）

分割会社は、本件分割に関して、会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 13 条（本契約の効力）

本契約は、分割会社又は承継会社における本契約の承認、又は本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第 14 条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上、定める。

第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、双方当事者が記名押印の上、各1通を保有する。
本契約が電子契約の方法により締結された場合は、本契約に係る電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2024年11月18日

分割会社 東京都渋谷区神南1丁目4番9号
グリーンモンスター株式会社
代表取締役 小川 亮

承継会社 東京都渋谷区神南一丁目4番9号
ブラックモンスター株式会社
代表取締役 岩尾 達大

承継対象権利義務明細

1. 資産
効力発生日前日において存在し、分割会社が本件事業のみに関連して所有する資産
2. 負債
効力発生日前日において発生する、本件事業に関連する債務（未発生 of 潜在債務を含む。）。
3. 雇用契約
効力発生日において、本件事業に従事する従業員に係る雇用契約（勤続年数を含む。）
及び分割会社と承継対象従業員との間の全ての権利義務。
4. その他の契約
本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

以上

別紙 2（吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）

貸借対照表

2024 年 11 月 18 日時点

会社名：ブラックモンスター株式会社

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000 円	資 本 金	10,000,000 円
合 計	10,000,000 円	合 計	10,000,000 円